

農業政策に係る上位関連計画等

—概要版—

1. 国の方針

(1) 国土形成の観点からの基本方針

<「国土のグランドデザイン 2050 ～対流促進型国土の形成～」のポイント>

- 「コンパクト＋ネットワーク」をキーワードに、地域の多様性を再構築
- 複数の地域間の連携により、災害への粘り強くしなやかな対応が可能な国土を形成

〔農業振興に関する基本戦略〕

- 多様な担い手の確保
- 先端産業化の推進
- 立地・投資環境の向上による、地域の産業競争力強化
- 「地域内経済ネットワーク」の取組
(6次産業化や交流による域外からの資金獲得)
- 人口構造変動に対応した新たな土地利用システムの構築
(空地の農地としての活用など)
- 「元気なうちの田舎暮らし」の促進
(シニア世代の農業の維持・振興への寄与)
- 観光との連携による新たな取組の創出
(農業分野においてもインバウンド推進の担い手を育成する)
- 環境共生都市の構築
(生態系ネットワークの形成)

(2) 農業・農村振興、食料維持の観点からの基本方針

<「農林水産業・地域の活力創造プラン」のポイント>

- 「強い農林水産業」づくり(＝産業政策)
 - ・国内外の需要フロンティアの拡大
 - ・バリューチェーンの構築
- 「美しく活力ある農山漁村」づくり(＝地域政策)
 - ・生産現場の強化
 - ・農村の多面的機能の維持・発揮

2. 滋賀県の方針

<「しがの農業・水産業新戦略プラン」のポイント>

農業・水産業の持続的な発展

- 農業の安定経営と農村の活性化
 - ・農業の安定経営
 - ・農業水利資産の保全と農村振興
- 消費者に支持される農業・水産業の振興
 - ・消費者と生産者をつなぐ
 - ・需要に応える農畜産物づくり
- 琵琶湖をはじめとした自然環境の保全
 - ・環境こだわり農業と温暖化対策
 - ・水産業の再生

3. 草津市の方針

<「第5次草津市総合計画第2期基本計画」のポイント>

〔「農業の振興」に関する施策〕

農業の振興

- 持続的・安定的な農業経営の確立
- 農地の保全と農業的土地利用の増進
- 農業振興のためのネットワーク強化
- 市民ニーズに応える地産地消の推進
- 「農」のあるまちづくり

4. JA草津市の方針

<「長期営農計画書」のポイント>

新たな営農体制の確立

- 持続的・安定的な農業経営の推進
- 農地の保全と土地利用型農業の増進
- 高品質・高食味な米づくりと生産コスト低減
- 野菜生産地強化と農産物販売の質的向上化
- 農業施設の有効利用と再編成
- 組合員、組織・JA事業の活性化と基盤の強化
- 地産地消を通じた地域活性化への取り組み
- 地域に根ざした食農教育の実践
- 農と食を通じた生産者・消費者の交流の拠点「あおばな館」の拡充

農業政策に係る上位関連計画等

目次

1. 国の方針.....	1
(1) 「国土のグランドデザイン 2050 ～対流促進型国土の形成～」	1
(2) 食料・農業・農村基本法制定以降の主な政策改革	3
①農林水産業・地域の活力創造プランについて	5
②経営所得安定対策	6
③農地中間管理機構の創設	6
④多面的機能支払いの創設	6
2. 滋賀県の方針.....	7
3. 草津市の方針.....	8
4. J A草津市の方針	9

1. 国の方針

(1) 「国土のグランドデザイン 2050 ～対流促進型国土の形成～」

平成 17 年までの我が国の国土づくりは、国土総合開発法に基づく「全国総合開発計画（全総）」を中心に展開されてきた。全総は昭和 37 年に初めて策定されて以来、その時代に応じた国土政策の基本的方向を示し、これまで五次にわたり策定されてきた。しかし、人口減少時代を迎え、成熟社会型の計画への転換が求められるようになったことを受け、平成 17 年に国土形成計画法を制定するとともに、今後概ね 10 ヶ年における国土づくりの方向性を示す計画として、「国土形成計画（全国計画）」が平成 20 年に閣議決定された。

その後、急速に進む人口減少や東日本大震災の発生をはじめとする巨大災害の切迫などを受け、国土形成計画策定後の国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050 年（平成 42 年）を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示すものとして、「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」が平成 26 年 7 月に策定された。なお、当グランドデザインは国土形成計画の見直しの土台となるものである。「コンパクト＋ネットワーク」をキーワードに、地域の多様性を再構築するとともに、複数の地域間の連携により、災害への粘り強くしなやかな対応が可能な国土の形成を図ることとし、その実現のための戦略的目標、各分野別施策の基本的方向等を定めている。

■目指すべき国土像を実現するための基本戦略

- ①国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築
- ②攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり
- ③スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成
- ④日本海・太平洋 2 面活用型国土と圏域間対流の促進
- ⑤国の光を觀せる観光立国の実現
- ⑥田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出
- ⑦子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築
- ⑧美しく、災害に強い国土
- ⑨インフラを賢く使う
- ⑩民間活力や技術革新を取り込む社会
- ⑪国土・地域の担い手づくり
- ⑫戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応

■基本戦略の内容および具体的施策例（農業振興に関する主な部分を抜粋）

○農林水産業における多様な担い手の確保

- ・法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入等を促進する。
- ・ワークライフバランスを重視し、若者と女性が入ってしやすい農林水産業を構築する。
- ・農業界と経済界の連携を促進する。

○農林水産業の先端産業化の推進

- ・ICTの活用や、技術の開発・普及を推進する。
- ・農林水産物・食品の輸出拡大を図り、2020年には年間1兆円に倍増させることを目指す。

○「地域内経済ネットワークの取組」の促進

- ・6次産業化や交流等により域外からの資金流入を呼び込む。

○各産業分野における立地・投資環境を向上し、地域の産業競争力を強化する

- ・高速交通ネットワークの整備、物流の効率化及び機能強化
- ・スマートファクトリーや先端産業化した農林水産業が交通ネットワークと物流を最大限活用して効率的な生産・輸出を実現する仕組みを構築する。

○フューチャー・インダストリー・クラスターの形成

- ・地方大学と地域企業との連携により、地域での就職につながる教育などにより人材を育成し、1次産業から3次産業に至るイノベーションの創出を促進する。

○観光との連携による新たな取り組みの創出

- ・従来の観光関係者のみならず、食、流通、農業、文化、IT等、様々な業界にインバウンド推進の担い手を広げる。

○「元気なうちの田舎暮らし」の促進

- ・シニア世代の知識・技術・経験は、農業をはじめ地域の産業やコミュニティ活動などの維持・振興に寄与するとともに、元気なうちにシニア世代が移住することにより、将来見込まれる大都市部の介護施設不足を緩和することが期待できる。

○人口構造変動に対応した新たな土地利用システムの構築

- ・国土利用、災害復旧等を阻害する所有者不明土地の実態把握や、活用を進めるためのルールづくり等を進める。
- ・空き地を活用し、ゆとりある居住空間や防災空間としての活用、農地としての活用のほか、必要に応じて自然への回帰を進める。

○環境共生都市の構築

- ・森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海等を有機的につなぐエコロジカルネットワーク（生態系ネットワーク）の形成を図る。

(2) 食料・農業・農村基本法制定以降の主な政策改革

これまで、昭和 36 年に策定された農業基本法に基づき、主に、農業と他産業との間の生産性と生活水準の格差の是正を目標に取組が進められてきたが、平成 11 年 7 月に 21 世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本方針として「食料・農業・農村基本法」が制定され、①食料の安定供給の確保、②多面的な機能の発揮、③農業の持続的な発展及び④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、国民全体の視点から、食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向が示された。

基本法に基づき、平成 12 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食生活指針の策定、不測時における食料安全保障マニュアルの策定、効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立、価格政策から所得政策への転換、中山間直接支払の導入等が記載された。

平成 17 年 3 月に基本計画が見直され、食の安全と消費者の信頼の確保、食事バランスガイドの策定など食育の推進、地産地消の推進、担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入、農地・水・環境保全向上対策の導入、バイオマス利活用など自然循環機能の維持増進、農林水産物・食品の輸出促進等が記載された。

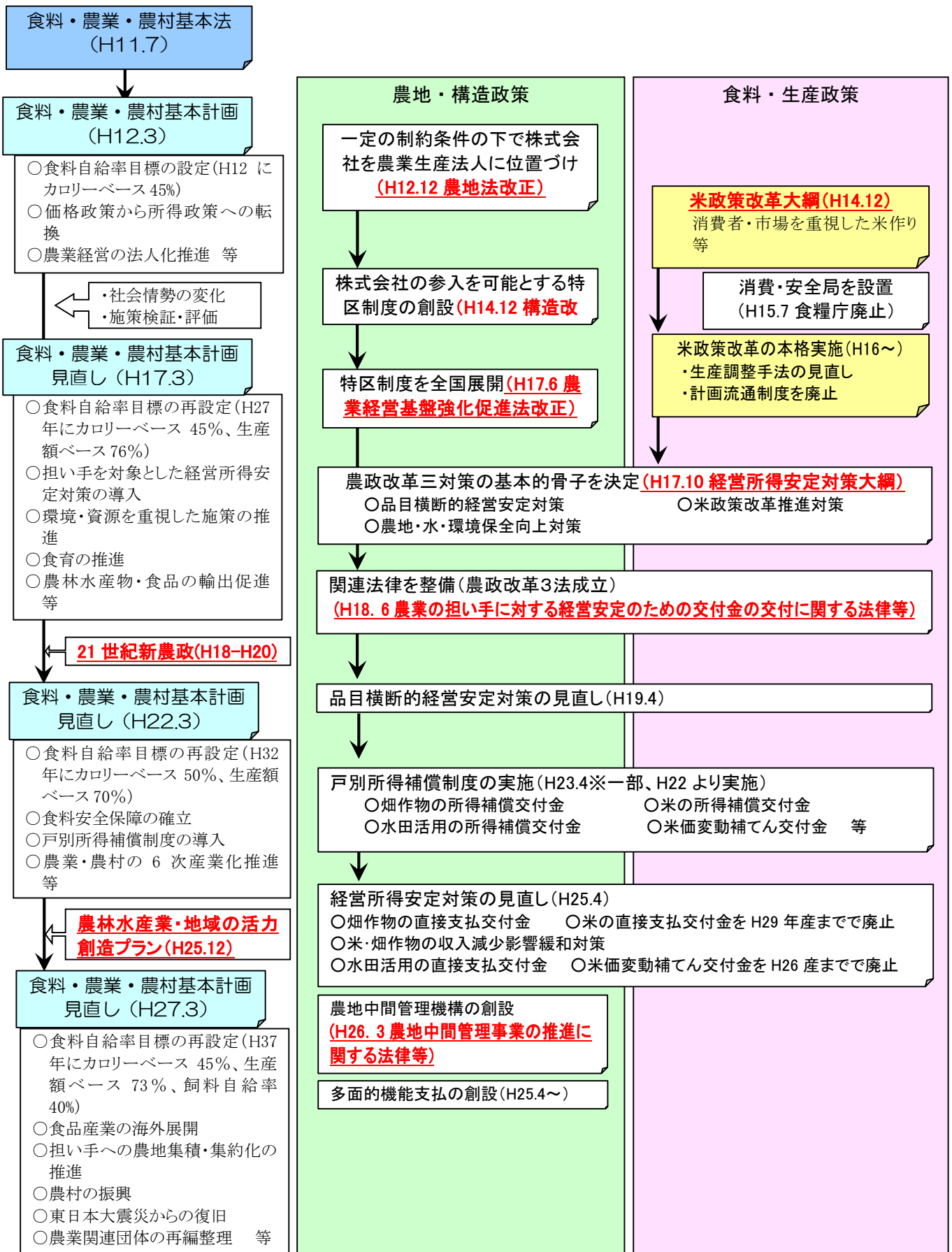
さらに、平成 22 年 3 月の見直しでは、食の安全と消費者の信頼の確保、総合的な食料安全保障の確立、戸別所得補償制度の導入、生産・加工・販売の一体化、輸出促進等による農業・農村の 6 次産業化等の推進等が記載された。

しかしながら、高齢化や人口減少の深刻化、世界の食料需給をめぐる環境変化やグローバル化の進展、社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化、多様な可能性（国内外の新たな市場、ロボット技術等）、東日本大震災の発生などの近年の食料・農業・農村をめぐる情勢を受け、多様な人材を取り込みつつ、新たな仕組みの構築や手法の導入等にスピード感を持って創意工夫すること、国民が農業・農村の価値を認め共有の財産として次世代に引き継いでいくことが重要であるとの認識の下、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」（農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 26 年 6 月改訂）が、我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとして取りまとめられた。

そして、当プランに基づく新たな基本計画として新たな「食料・農業・農村基本計画」が、平成 27 年 3 月 31 日に閣議決定された。

農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進するとの視点の下、農地中間管理機構の設置や、新たな米政策改革への取組、経営所得安定対策及び日本型直接支払制度の見直しなどが行われている。

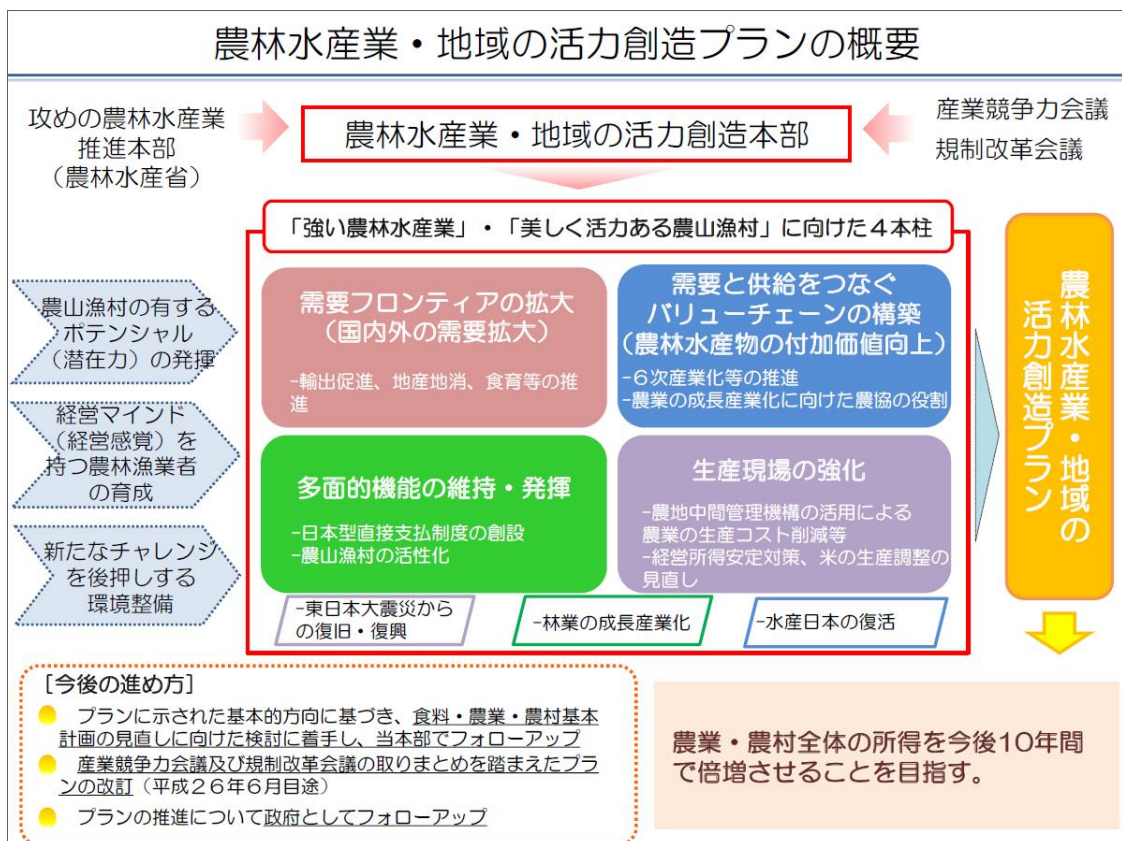
■食料・農業・農村基本法制定以降の主な政策改革



①農林水産業・地域の活力創造プランについて

世界の食市場の拡大、高齢化等に伴う新たな国内ニーズ、平成の農地改革による多様な主体の農業への参入など、農山漁村には新たな風が吹きつつある。これらの機会をとらえ、農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることにより、国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくことが必要である。

そこで、農林水産省では、平成25年1月に「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、平成25年4月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定した。農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目標に、①国内外の需要フロンティアの拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進めている。この4つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるとしている。



出典：農林水産省 攻めの農林水産業推進本部

②経営所得安定対策

担い手農家の経営の安定に資するため、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネットである「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」、食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る「水田活用の直接支払交付金」を見直し、引き続き実施。

○施策の対象者：担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者※規模要件なし）

○内容

i) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- ・生産量と品質（数量払）、作付面積（面積払）に応じた交付により生産条件の不利を補正（対象品目：小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）

ii) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

- ・H26年産収入額の標準的収入額を下回った場合、減収額の9割を補てん（対象品目：米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）

iii) 水田活用の直接支払交付金

- ・戦略作物への助成（対象品目：麦、大豆、飼料作物、WCS用稲¹、加工用米、飼料用米・米粉用米）
- ・二毛作助成
- ・耕畜連携助成
- ・「水田フル活用ビジョン」に基づいた産地づくりの取組に対する交付金（対象品目：麦、大豆）

③農地中間管理機構の創設

担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化のため、所有者から農地を借り受け、担い手へ貸し付ける「農地中間管理機構（農地集積バンク）」を都道府県に創設。

○施策の対象者：担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）

○内容

- ・地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう、配慮して貸付けを行う。
- ・所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定する。

④多面的機能支払いの創設

地域資源管理を支援する「農地維持支払」を新たに創設するとともに、平成25年度までの農地・水保全管理支払を組み替え農村環境保全活動の幅広い展開を支援する「資源向上支払」として整理。

○施策の対象者：農業者等で構成される活動組織（農地維持支払）、地域住民を含む活動組織（資源向上支払）

○内容

i) 農地維持支払

- ・水路の泥上げや農道の草刈り等の地域資源の基礎的保全活動を、面積に応じた交付により支援

ii) 資源向上支払

- ・施設の軽微な補修や農村環境保全活動の幅広い展開等を、面積に応じた交付により支援

¹ WCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）…実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸菌発酵させ、飼料（ホールクロップ・サイレージ（WCS））として家畜に給与する目的で栽培する稲。水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として、作付面積が拡大している。

2. 滋賀県の方針

滋賀県においては、平成22年度を目標年次とする「しがの農業・水産業新戦略プラン」を平成18年3月に策定し、目標達成に向けて着実な推進に取り組んできた。

その結果、琵琶湖と共存する環境こだわり農業²は着実に増加し、経営感覚に優れた担い手は一定確保され、農村における人と人との絆の向上も図られてきている。

一方、この間、県の社会経済を取り巻く環境や農業・水産業をめぐる県内外の情勢が激しく変化していること、国においても新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成22年3月に策定されたことを踏まえて、今後5年間の中期的な施策の展開方向を示す計画として、新たな「しがの農業・水産業新戦略プラン」を策定し、取組を展開している。

しがの農業・水産業新戦略プラン（計画期間：平成23年度～平成27年度）

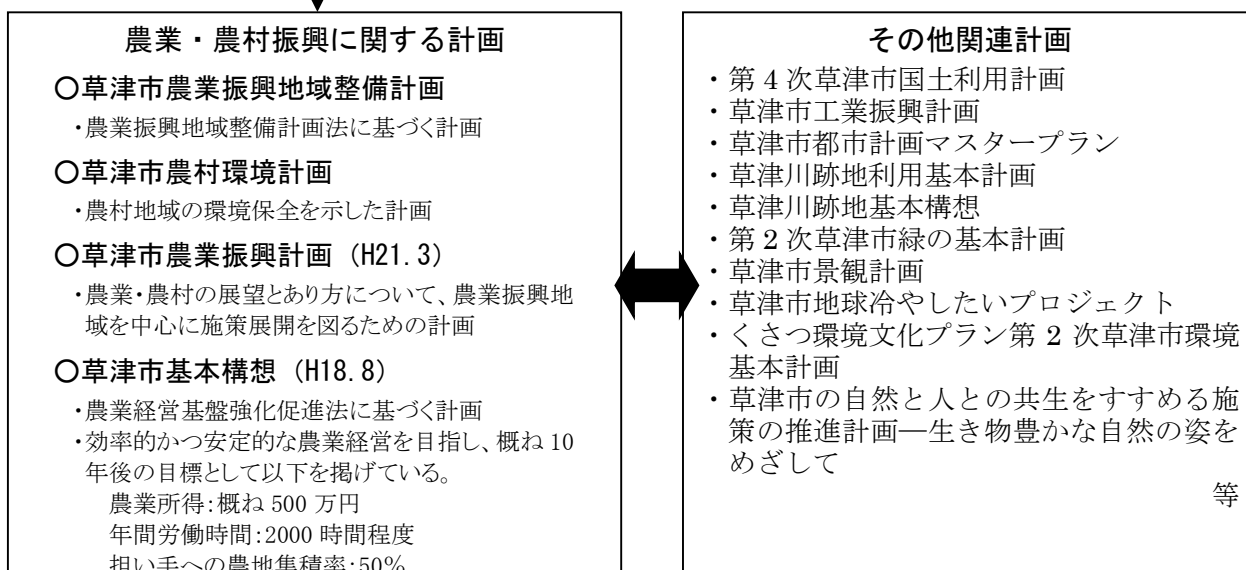
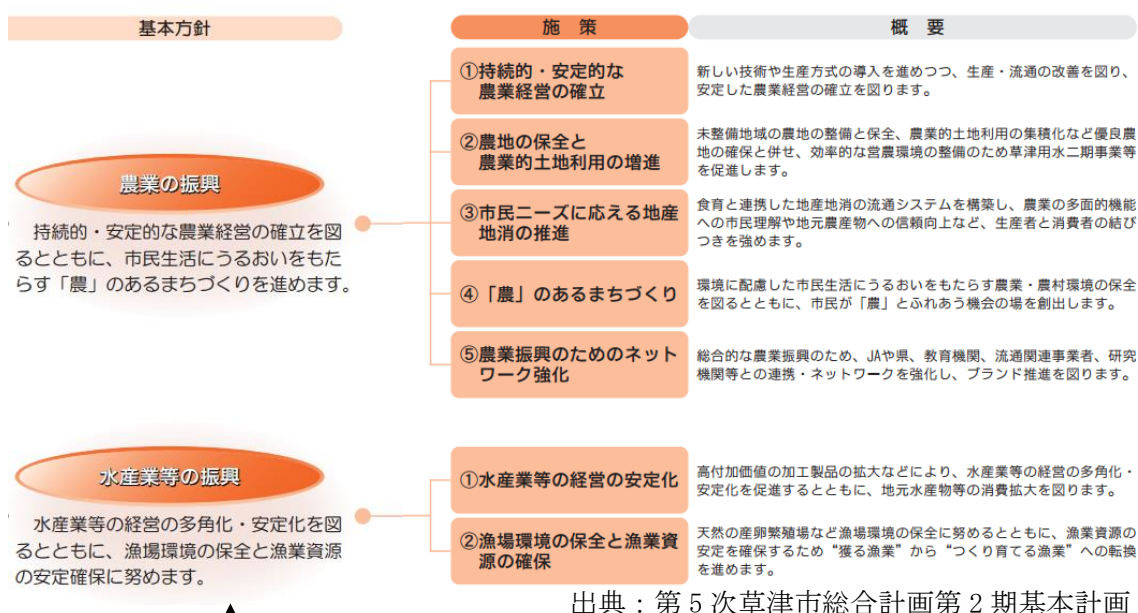


² 環境こだわり農業…化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止する等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産する農業。

3. 草津市の方針

本市においては、平成 21 年 12 月に、平成 32 年度を目標年次とする第 5 次草津市総合計画を策定し、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津」をまちの将来像として掲げ、総合計画に基づいた市政の運営を行っている。その将来像を実現するための基本計画について、平成 24 年に第 5 次草津市総合計画第 2 期基本計画を策定し、各施策を展開しているが、農業振興については 2 つの基本方針に沿って施策が位置づけられており、農業・農村振興に関する各種計画やその他の関連計画との連携を図りつつ、農業振興に向けた取組を展開している。

第 5 次草津市総合計画第 2 期基本計画（計画期間：平成 25 年度～平成 28 年度）



4. JA草津市の方針

JA草津市では、「農」を通じ、農業においても、経営においても、最も信頼され、組合員をはじめとする利用者・地域住民・消費者から第一に選ばれるJA草津市であることを目指し、協同の精神に則り、地域の農業を振興し、食と緑と水を守り、地域に根ざす事業体（運動体）としてすべての事業を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目指した事業展開が行われている。

営農に関しては、平成24年に長期営農計画書が策定されており、計画に基づいた取組が展開されている。

■長期営農計画書（平成24年度-28年度）

○新たな営農体制の確立を目指して

1. 持続的・安定的な農業経営の推進
2. 農地の保全と土地利用型農業の増進
3. 高品質・高食味な米づくりと生産コスト低減
4. 地産地消を通じた地域活性化への取り組み
5. 地域に根ざした食農教育の実践
6. 農と食を通じた生産者・消費者の交流の拠点「あおばな館」の拡充
7. 野菜生産地強化と農産物販売の質的向上化
8. 農業施設の有効利用と再編成
9. 組合員、組織・JA事業の活性化と基盤の強化

○5ヶ年の重点目標

TPPに打ち克つ農業振興と農協事業の有り方を「農、JA、地域を変える」の基本方針のもと、やりがい、儲かる農業を構築し、生産者・地域、消費者が直結する仕組みづくりを築いていく。

- ・水田の利活用と併せて、売れる農産物づくり、契約栽培の普及を図ります。
- ・引受困難な水田受託事業の充実化や農業機械リース事業に取り組みます。
- ・キヌヒカリから温暖化に伴う高温登熟性に優れた品種への転換を図ります。
- ・行政との連携による「買物弱者支援」や「6次産業化」に取り組みます。
- ・施設機能検討委員会を設立し、農業施設の再生計画を立案します。
- ・支店を拠点とする組合員、地域住民との交流活動の輪を広げます。